

短期入所サービス重要事項説明書

障害者・児童短期入所サービスの提供にあたり、当事業所が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所経営法人の概要

名称	福角会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	愛媛県松山市福角町甲1829番地
電話番号	089-978-5855
代表者氏名	理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

名称	松山福祉園短期入所事業所
事業所所在地	愛媛県松山市権現町甲141番地
種別	指定障害者支援施設（入所）
開設年月日	昭和57年4月1日
利用定員	2名
管理者氏名	管理者 西山裕一
建 物	構造（鉄骨造 3階建） 面積（入所棟：2,157.00㎡）
電話番号	089-979-4566
FAX・メール	FAX：089-979-3412 メール：matufuku@poem.ocn.ne.jp
事業所番号	3810100572
指定年月日	平成18年10月1日
目 的	利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
併設事業	施設入所支援・就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・共同生活援助 就労定着支援事業・日中一時支援
自己評価実施状況	実施状況の有無；有
第三者評価実施状況	実施状況の有無；有 令和4年10月25日～10月26日（2日間） 第三者評価実施年月日 第三者評価機関の名称 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会 第三者評価結果開示状況 ：社会福祉法人 福角会ホームページ 法人URL https://www.fukuzumukai.con ：愛媛県庁ホームページ ：WAMNET

3. 事業所の設備等の概要

①短期入所居室（単位 ㎡）

居室の種類	室数	面積	設 備	備 考
1人部屋	2室	13.50（収納含）	冷暖房・家具・テレビ	男性寮・女性寮に各1室

*基本的には短期入所者の方が1人の時には、1人で短期入所用の居室を使用して頂きます

が、短期入所者の方が2名利用（同性者）される時には、2人で短期入所室を利用して頂く時があります。

②居室以外の設備（単位 m^2 ）

室名/階	2階（男性）	3階（女性・一部男性）
居室（個室）	22室(11.45～14.85)	18室(11.7～14.85)
居室収納	各居室(1.8)	各居室(1.8)
ベランダ	各居室；有	各居室；有
居室冷暖房	各居室；有	各居室；有
居室テレビ	各居室；無	各居室；無
短期入所室	1室(13.50/収納含)	1室(13.50/収納含)
娯楽室	1室(13.50)	1室(13.50)
娯楽スペース	フリースペース(13.50)	フリースペース(13.50)
浴室1	1室(13.99)	1室(13.99)
浴室2	1室(5.57)	1室(5.57)
脱衣室	1室(18.29/失便室含)	1室(18.29/失便室含)
トイレ・洗面・洗濯室	3室(40.65)	4室(50.05)
多目的トイレ	1室(6.78)	2室(14.42)
湯沸室	1室(5.33)	1室(5.33)
電話ボックス	1室(1.97)	1室(1.97)
喫煙室	1室(2.34)	1室(2.34)
スタッフルーム・仮眠室	1室(12.3)	1室(12.29)

③ 医務室部分（3階（単位 m^2 ））

医務室	1室(18.12)	静養室	1室(5.70)	トイレ	1室(2.73)
-----	-----------	-----	----------	-----	----------

④ 食堂部分（1階（単位 m^2 ））

食堂	1室(142.66)	調理室	1室(30.46)	検収室	1室(9.52)
下処理コーナー	1室(10.59)	洗浄室	1室(10.87)	食品庫	1室(4.62)
準備室	1室(5.75)	休憩室	1室(12.70)	洗面所・トイレ	1室(4.65)

⑤ その他設備（1階（単位 m^2 ））

多目的室	1室(53.87)	園長室	1室(24.14)	相談室1	1室(13.50)
------	-----------	-----	-----------	------	-----------

相談室 2	1室(13.50)	事務所	1室(23.25)	支援員室	1室(62.51)
多目的トイレ	1室(6.97)	女性化粧室・トイレ	1室(4.33)	男性化粧室・トイレ	1室(8.78)
女性更衣室	1室(7.69)	男性更衣室	1室(4.95)	防災備品庫	1室(13.50)
備品庫	1室(6.99)	書庫	1室(7.73)	階段下倉庫	3室(14.42)
倉庫	1室(10.85)				

4. 従業者の配置

《主な従業者の配置状況》

- (1) 管理者 1名
- (2) サービス管理責任者 1名以上 (うち1名以上は常勤)
- (3) 就労支援員 1名以上
- (4) 職業指導員 1名以上 (職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤)
- (5) 生活支援員 2名以上 (就労移行支援は職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤) (生活介護はうち1名以上は常勤)
- (6) 看護師 1名以上
就労支援員、職業指導員、生活支援員、看護師の総数 7名以上
- (7) 栄養士 1名以上
- (8) 事務員 1名以上
- (9) 医師 1名以上
- (10) 調理員 1名以上

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

5. 従業者の勤務体制

職種	勤務体制			
管理者	8:30~17:30			
サービス管理責任者	通常	8:30~17:30	夜勤	14:00~翌10:00
支援員 指導員 看護師	はやで 早出	① 6:00~15:00 ② 7:30~16:30	おそで 遅出	③ 10:00~19:00
栄養士	通常	8:30~17:30	遅出	11:00~20:00
	はやで 早出	6:00~15:00		
調理員	通常	9:00~18:00	遅出	11:00~20:00
	はやで 早出	6:00~15:00		
事務員	通常	9:00~15:30		
医師	13:00~17:00 (月1回以上)			

6. 一日の活動内容

時間帯	午前の活動内容	時間帯	午後の活動内容
-----	---------	-----	---------

7:00	起床・更衣 朝食	12:00	昼食 昼休み
7:30	朝食	13:00	個別支援プログラムによる支援 (作業)
8:30	身だしなみ 体操・掃除・朝礼 バイタルチェック	16:30	作業終了 バイタルチェック
9:00	個別支援プログラムによる支援 (作業)	18:30	生活支援・余暇時間 夕食 入浴
12:00		22:00	生活支援 余暇時間 就寝準備

7. サービスの内容

(介護給付費の対象となるサービス)

① 日常生活の支援

I 食事サービス

- ・栄養、利用者の心身の状況、希望や嗜好等を考慮した食事を提供します。
- ・食事には、各々に応じた食費を負担して頂きます。各食事時間は下記の通りです。

	食事時間
朝食	7:30 (祝祭日は8:00)
昼食	12:00
夕食	18:30

II 入浴

- ・原則として入浴は毎日行います。入浴が困難な場合には清拭を行う等適切な方法で実施します。入浴に対しての負担額はありません。

III 排泄、脱着衣、整容等日常生活に関すること

- ・利用者の障害程度や心身の状況等を考慮し、自立に向けた支援を行います。

② 送迎サービス

- ・自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域(松山市)外からの利用の場合は、送迎は行いません。

- ・送迎可能時間については、AM 8:30 ~ PM 5:30 までに終了とさせていただきます。

③ 医療及び健康管理

- ・緊急時等、嘱託医師・協力医療機関による診療・治療を行います。
- ・服薬に際し、管理・支援を行います。

④ 社会的活動の支援

I 日中活動の場の提供

- ・本人に適した作業活動(各種製品製造班・鉄工班・製菓製パン班・配食サービス班)を提供します。

II 事業所内行事への参加

- ご希望があれば、事業所内・外で実施している行事等に参加することもできます。その際、費用がかかる場合には、別途実費相当分をご負担頂きます。

⑤相談支援

- 家庭内での支援の方法、福祉サービスの紹介等を行い、利用サービスの立案や情報提供を行います。

⑥生産活動

- 生産活動を行った場合、松山福祉園工賃規程により工賃をお支払いします。

1時間あたり200円

(介護給付費の対象外のサービス)

①食事（朝食・昼食・夕食代金：詳細は下記に記載）

栄養、利用者の心身の状況、希望や嗜好等を考慮した食事を提供します。

②光熱水費（居室にかかるもの：詳細は下記に記載）

③上記に記した、交通費実費相当分。

④事業所内・外行事に参加した際の実費相当分。

8. 利用料金及び支払い方法

①介護給付費支給対象サービス利用者負担額

別表の通り

②介護給付費支給対象外料金

利用される際にあたっての食事代金を負担して頂きます。負担料金は下記のとおりです。

事業所内で調理する食事サービス以外については、実費負担とさせていただきます

事業所内・外行事に参加をご希望の方につきましては、交通費・入園料等別途実費相当分

が必要となってまいります。詳細につきましては、担当者にご相談下さい。

*介護給付費支給対象外料金

サービスの種類	費用	備考	
食事代金	朝食代金	¥435	食事提供加算対象の方は¥350
	昼食代金	¥730	食事提供加算対象の方は¥430
	夕食代金	¥545	食事提供加算対象の方は¥450
	特別な食事（外注料理等）	実費	
光熱水費	1にち 1日	¥264	
行事等参加料金	交通費や実費等	要相談	
創作活動費		実費	
故意破損弁償代		実費	各種保険加入者は保険摘要 範囲を超えた場合

③キャンセルに伴う費用（食事代金）の発生（当事業所で食事を用意する方のみ該当）

食事をキャンセルする場合には、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出下さい。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない17:00まで』にお申し出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。また、特別な食事以外注先の都合でキャンセルできない場合はキャンセル料を頂く場合があります。

食事キャンセル料 (原材料費相当額)	朝食	昼食	夕食
	¥350	¥430	¥450
特別な食事（外注料理）	実費		

利用料金・費用のお支払方法

前期「サービス利用料金」(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。
 利用者負担金は、当月末日清算の翌々月10日払いです。(金融機関が休みの場合は翌営業日)
 (支払い方法)

*ご指定金融機関の口座から自動引き落としとしてお願い致します。

*現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。

- 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734
 社会福祉法人福角会 松山福祉園 短期入所事業所 理事長 山崎 隆
- 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339
 社会福祉法人福角会 松山福祉園 短期入所事業所 理事長 山崎 隆

9. 利用者負担に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。また、市町村によっては、独自の助成がある場合もあります。

所得区分		居宅・通所・地域生活支援事業(※)		「食事提供体制加算対象者」欄
		障がい者	障がい児	
一般	市町村民税課税世帯	所得割16万円以上 37,200円	所得割28万円以上 37,200円	非該当
		所得割16万円未満 9,300円	所得割28万円以上 4,600円	該当
低所得	低所得2 市町村民税非課税世帯 (低所得1に該当する者を除く。)	0円		該当
	低所得1 市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下	0円		該当
生活保護 生活保護受給世帯		0円		該当

10. 利用に際しての留意事項

面会	原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所又は支援員・指導員に、夜間については夜勤者にご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者ご本人との関係をお尋ねする場合があります。
外出・外泊	いつでもできます。支援員・指導員、又は事務所等にご連絡下さい。
飲酒	希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
喫煙	希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動	利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。
貴重品管理	利用者ご本人の責任において管理していただきますが、お申し出により、事業所で保管いたします。
危険物等	危険物・ペット等の持ち込みは禁止いたします。

11. 嘱託医師及び協力医療機関等

- 嘱託医師

医師名	科名	所在地	電話番号
越智 麻里奈	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783

○協力医療機関

医療機関名	科名	所在地	電話番号
堀江病院	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783
矢野内科	内科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯科	松山市福角町538-10	089-978-7677

○受診医療機関

医療機関名	科名	所在地	電話番号
愛媛大学医学部附属病院	全科	東温市志津川	089-964-5111
愛媛県立中央病院	全科	松山市春日町83	089-947-1111
松山赤十字病院	全科	松山市文京町1	089-924-1111
南松山病院	全科	松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
愛媛生協病院	全科	松山市来住町1091-1	089-976-7001
岡本外科	外科・胃腸科	松山市高木町255-1	089-978-2282
十亀皮膚科	皮膚科	松山市道後町1-6-30	089-943-5067
丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	耳鼻科・皮膚科	松山市内宮町543-1	089-960-4111
さなだ眼科	眼科	松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
酒井産婦人科	産科・婦人科	松山市内宮町512-9	089-978-3888
光澤 歯 デンタルクリニック	歯科	松山市小川甲200-1	089-994-3777
愛媛県口腔保健センター	歯科	松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
二宮矯正歯科	矯正歯科	松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
山中内科・消化器内科	内科	松山市内宮町558-1	089-978-7611
原循環器科・内科	循環器科・内科	松山市祝谷2-12-32	089-917-7755
川谷整形外科	整形外科	松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか神経クリニック	てんかん外来	松山市二番町3-8-21	089-913-0133
松山記念病院	精神科	松山市美沢1-10-38	089-925-3211
和ホスピタル	精神科	松山市柳原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな	心療内科・精神科	松山市東雲町2-2	089-933-7700
渡部泌尿器科 内科	泌尿器科・内科	松山市山越町445-1	089-922-7088

12. 要望・苦情等申立並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した障害者支援施設に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

① 事業所内の受付窓口

担当名	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当者	松山福祉園係長	今宿麻利恵	松山市権現町甲141	089-979-4566
第三者委員	福角会監事	川中国和	松山市北条辻637-11	089-993-3104

	福角会評議員選任・解任委員	萬 喜志男	松山市福角町 甲633-1	089-979-0805
解決責任者	松山福祉園園長	西山 裕一	松山市権現町 甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機 関 名	住 所	電話番号
愛媛県 保健福祉部障がい福祉課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111
松山市 福祉推進部障がい福祉課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6719
松山市 福祉推進部指導監査課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6079
愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町 3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は短期入所事業サービスの提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整え、るとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

担 当 名	氏 名	住 所	電話番号
虐待防止責任者	佐藤 悠大	松山市権現町 甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機 関 名	住 所	電話番号
愛媛県障がい者権利擁護センター (愛媛県障がい福祉課内)	松山市一番町 4-4-2	089-933-1577
松山市障がい者虐待防止センター (松山市障がい福祉課内)	松山市二番町 4-7-2	089-948-6849
松山市福祉推進部指導監査課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6079

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切 迫 性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非 代 替 性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一 時 性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することを約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応します。
--------	---------------------

防火管理責任者	石丸雄策
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	消火器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯

14. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	西山 裕一	松山市権現町甲141	089-979-4566

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもりません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中必要に応じ個人情報を提供する場合があります。

15. 衛生管理等、感染症対策について

感染症及び食中毒の予防又はまん延防止の対策のため、以下の措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

16. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定して以下の措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用者及びご家族等からの暴言・暴力・威圧的言動・不当な要求等の「カスタマーハラスメント」に対しては、従業者の安全確保と適正なサービス提供のために、上記用に応じて対応・是正のお願いをさせて頂く場合がございます。

改善が見られない場合には、やむを得ずサービスの一時停止・契約解除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

わたし ほんしょめん もと りよう していたんきにゆうしよじぎよう じゅうよう じこう
私は本書面に基づいて、これから利用する指定短期入所事業の重要な事項について、説明を行
いました。

まつやまふくしえん
松山福祉園

しよくめい しめい
職名 _____ 氏名 _____

わたし ほんしょめん もと じぎようしよ じゅうようじこう せつめい う しせつしていたんきにゆうしよじぎよう かん
私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、施設指定短期入所事業に関するサ
ービスの提供及び利用の開始に同意しました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしや
利用者
じゅう しよ
住 所 _____

し めい いん
氏 名 _____ 印

たちあいじん
立会人
じゅう しよ
住 所 _____

し めい いん
氏 名 _____ 印

りようしや かんけい
利用者との関係 ()

① 介護給付費サービス内容の料金

● 基本的なサービス利用料金 (者)

ご利用者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
報酬単価(単位:1単位10円:1日当り)	509単位	509単位	583単位	648単位	784単位	923単位
サービス利用料金	5,090円	5,090円	5,830円	6,480円	7,056円	9,230円
市町村より代理受領する金額(1日当り)	4,581円	4,581円	5,247円	5,832円	6,849円	8,307円
利用者負担額(1日利用)	509円	509円	583円	648円	784円	923円

● 日中、他事業所を利用した、又は半日利用した場合のサービス利用料金 (者)

ご利用者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
報酬単価(単位:1単位10円:1日当り)	173単位	173単位	240単位	318単位	527単位	602単位
サービス利用料金	1,730円	1,730円	2,400円	3,180円	5,270円	6,020円
市町村より代理受領する金額(1日当り)	1,557円	1,557円	2,160円	2,862円	4,743円	5,418円
利用者負担額(1日利用)	173円	173円	240円	318円	527円	602円

● 基本的なサービス利用料金 (児)

ご利用児の障害程度区分	区分3	区分2	区分1
報酬単価(単位:1単位10円:1日当り)	784単位	615単位	509単位
サービス利用料金	7,840円	6,150円	5,090円
市町村より代理受領する金額(1日当り)	7,056円	5,535円	4,581円
児童負担額(1日利用)	784円	615円	509円

● 日中、他事業所を利用した、又は半日利用した場合のサービス利用料金 (児)

ご利用児の障害程度区分	区分3	区分2	区分1
報酬単価(単位:1単位10円:1日当り)	527単位	279単位	173単位
サービス利用料金	5,270円	2,790円	1,730円
市町村より代理受領する金額(1日当り)	4,743円	2,511円	1,557円
児童負担額(1日利用)	527円	279円	173円

● 短期利用加算

1. サービス利用料金(単位) / 日	300円 (30単位)
2. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	270円
3. 自己負担額(1-2)	30円

● 重度障害児・障害者対応支援加算

1. サービス利用料金(単位) / 日	300円 (30単位)
2. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	270円
3. 自己負担額(1-2)	30円

● 栄養士配置加算 I

1. サービス利用料金(単位) / 日	220円 (22単位)
2. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	198円
3. 自己負担額(1-2)	22円

● 食事提供体制加算

1. サービス利用料金(単位) / 日	480円 (48単位)
---------------------	-------------

2. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	432円
3. 自己負担額(1-2)	48円

●**重度障害者支援加算Ⅰ(区分6の方)** ※一定の条件を満たす場合 +100単位
 ※中核的人材を配置し行動関連項目 18点以上の方を支援した場合+50単位

1. サービス利用料金(単位)／日	500円(50単位)
2. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	450円
3. 自己負担額(1-2)	50円

●**重度障害者支援加算Ⅱ(区分4・5の方)** ※一定の条件を満たす場合 +70単位
 ※中核的人材を配置し行動関連項目 18点以上の方を支援した場合+50単位

1. サービス利用料金(単位)／日	300円(30単位)
2. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	270円
3. 自己負担額(1-2)	30円

●**緊急短期入所受入加算Ⅰ**

1. サービス利用料金(単位)／日	2,700円(270単位)
2. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	2,430円
3. 自己負担額(1-2)	270円

●**定員超過特例加算【急病等の緊急時に定員を超えて受け入れた場合に算定】**

1. サービス利用料金(単位)／日	500円(50単位)
2. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額	450円
3. 自己負担額(1-2)	50円

●**福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ】** ※令和8年5月末まで

1. サービス利用料金(単位)／日	1月につき +所定単位×159/1,000
-------------------	-----------------------

●**福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(口)】** ※令和8年6月以降

1. サービス利用料金(単位)／日	1月につき +所定単位×193/1,000
-------------------	-----------------------

※1か月の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にかける(四捨五入)

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。